

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田博君） この際報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたさせます。

（古谷議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員長及び同副委員長
の互選結果について（別添参照）

○議長（岩田博君） 以上で報告は終わりました。

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

新たに市長から議案が提出されました。

この際、本二案を本日の日程に追加したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって本二案は本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 続いて、ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長
の互選の結果がまいっております。

「ここで正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。
まず委員長田村市郎君。」

（昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員長 田村市郎君登壇）
○昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員長（田村市郎君） 議長の御指名によりまして、久方ぶりにこの演壇に――十四番の議席の田村市郎でございます。

このたびははからずも五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長という、大変な大役を委員の方に御推挙をいただきました。もとより非才な者でございます。この委員会の目的が速やかに行き渡るよう、そして円滑に運営ができれば――ひとつこれは一生懸命努力いたしますが、委員各位の特段の御指導と御鞭撻をお願いしまして、ごあいさつとさせていただきます。（拍手）

（昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別副委員長 山崎良之助君登壇）
○昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別副委員長（山崎良之助君） 会計予算審査特別委員会の副委員長に、就任をいたしました。

責任の重、かつ大なるを痛感しておりますが、田村委員長の補佐役として

て一生懸命務めるつもりでございます。

委員各位の格段の御協力をお願いいたしますして、就任のごあいさつといたします。（拍手）

○議長（岩田博君） 以上で正副委員長のごあいさつが終わりました。

○議長（岩田博君） 日程第二十一議案第二十三号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 斎藤多市君登壇）

○建設部長（斎藤多市君） 御指名によりまして、議案第二十三号市道路線の認定について御説明申し上げます。

このたび福生加美平土地区画整理事業の換地処分のご公告に伴いまして、市道路線の再編成をする必要が生じたので、道路法第八条に規定に基づきまして、認定しようとするものでございます。

路線の内容でございますが、別紙認定調書に記載された幹一―五号線ほか三

十七路線であります。総延長は五千四百八十八・九メートル、総面積につきましては三万四千五百五十二・三九平方メートルでございます。これによって加美平地区の市道路線の再編成はすべて終了することになります。

以上、大変難解な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託さうたい旨の動議が提

出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第二十二議案第二十四号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤多市君登壇)

○建設部長(斎藤多市君) 御指名によりまして、議案第二十四号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

先ほど御提案申し上げました議案第二十三号市道路線の認定の区域内に従来の市道路線がありました。福生加美平土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、不要となりましたので、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止しようとするものであります。

路線の内容でございすが、別紙廃止調書に記載の幹線三号線は十九路線であります。総延長が三千六百三十一メートル、総面積にいたしましては万四千八百四十三・四三平方メートルでございす。

なお、認定廃止に伴う路線数及び延長面積の比較であります。路線数は十八路線の増でありまして、延長については一千八百五十七・五六メートル、面積につきましては万九千三百八・九四平方メートル、それを増加いたしております。

以上、大変難解な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第二十三議案第二十五号昭和五十四年度東京都予算の通正化に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(五番 森田治男君登壇)

○五番(森田治男君) 御指名によりまして、議案第二十五号の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように東京都は昭和五十四年度当初予算を編成するに当たりまして、

次期知事に新たな判断の余地を残すための骨格予算とし、日常生活にきめて関係の深い、各種事業に対する市町村補助金等廃止を含む全額削減、又は大幅削減を行いました。これらの事業の多くは、東京都の積極的な誘導によって始められ、定着してきたものであり、その廃止は市民の日常生活に多大の影響を及ぼすものでございます。

したがって、地方自治法第九十九条第二項の規定により、東京都に対して、予算の適正化を図るよう意見書を提出しようとするものでございます。

簡単ではございますけれども、全会一致で御可決賜りますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。賛成者松山清君。

○二番(松山清君) 議案第二十五号昭和五十四年度東京都予算の適正化に関する意見書について、私の見解を述べて賛成討論をさせていただきます。

今日東京都の骨格予算によって、都下市町村においては、財政危機の中でさらに深刻な事態を迎えておりますことは、御承知のとおりであります。

したがって、住民福祉向上の上から、又、市町村の財政を建て直す上からも、一日も早く東京都において補正予算を組み、通常に戻すことが求められております。

すでにわが党は、一月二十四日東京都に対し、予算と同時に同時補正を組むことを要求し、都市生活のレベルダウンにならないように措置することを陳情してまいりました。しかし残念ながら、今日に至っております。したがって、各市町村においてそれぞれ都に対して予算を復活することを要求し、運動することはきわめて重要であると考えております。しかし、それと同時に、今日全国的な地方財政危機が続いている中で、これを根本的に解決していくことも、同時に追求していかなければならないこととはより、今日の東京都の財政危機がなぜ起こされているのか、この真の原因がどこにあるのかという点も、明らかにしていかなければならないと考えています。したがっ

て、意見書の内容も、当然、このようなものを含めた内容とすべきであらうと、私は考えております。

しかし、今回の意見書は、いま述べましたような内容には触れられておりません。という点では不十分な点があると言えますが、今回の東京都の予算措置を、一日も早く通常に戻すという願いは、都民生活を守る上で当然のことであり、わが党としても賛成はするものであります。

さて、私は先ほど述べた現在の地方財政危機、なかんずく今日の東京都の財政危機がなぜ起っているのかについて、明らかにしておきたいと思っております。何よりも現行の制度のもとでは、自治体の税金は三割にもかかわらず、仕事は七割と逆の比率になつてゐることです。東京都の場合、機関委任事務だけでも、その持ち出し分は都の計算によると、五十一年度だけで約七十七億円になつており、仕事は押しつけられるが金は出さないという制度になつております。

さらに地方交付税においても、これが交付されないのは、四十七都道府県中東京都だけであります。東京都の計算では、仮に他府県並みに算定した場合、国が東京都に出すべき交付金は二千九百三十一億円になり、五十四年度財政不足見

込額を上回る金額になつております。なぜ、このようなことが行われているのかと申しますと、東京都の場合、政府によって現実とかけ離れた計算方法で、基準財政需要額を租税収入の範囲内に抑え込み、交付金を求まなくともいいようにしているということであります。たとえば、都内二十三区と一つの自治体として仮定する虚構をもとに、基準財政需要額を計算しています。ですから二十三区には二十三区の教育委員会があるにもかかわらず、計算上は一つの教育委員会しかないという仮定に立っております。又、特別区の人口八百六十万という世界最大の都市でありながら、都市行政にかかる費用を、人口十万人の都市をモデルにして計算をしていることでもあります。さらに昼間二百万人以上の人が流入し、この流入人口のために使う道路、交通、水道、下水、ごみ処理施設費などの公共サービスの費用は一兆円にもなりますが、国の算定では、清掃費と下水道で百十八億円しか昼間人口分を入れておりません。たとえば政府要人、国賓、各国大使館の警備など、警察官が全国平均の二倍にもなるというのも一つの現実であります。

次に首都のため大企業の本社が集中し、それに伴う財政需要をふやし、財政危機にさらに拍車をかけております。さらに、大企業に対して、政府の特権的減

税のね返りで、都税まで大減収にされておりますし、不公平税制による五十四年度の減収見込額は、二千二億円にもなっております。このような問題を解決していかねば、今日東京が抱えている財政危機というものの根本的解決はあり得ません。

わが党は引き続きこのような問題点を明らかにしながら、政府に対して地方財政危機の解決を追求するとともに、東京都においても都民生活を守るため、一層早く通年予算とすべきよう要求し、運動していくことを表明し、私の意見書に對しての賛成討論といたします。

○議長(岩田博君) 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は原案とおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(岩田博君) 日程第二十四陳情第一号一般消費税導入反対要請活動に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古屋議会議務局長朗読) 別添参照

○議長(岩田博君) 朗読は終わりました。

本陳情書について、御意見がありましたらうお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で意見を終わります。

陳情第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(岩田博君) 追加日程第一議案第二十六号福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育次長 内田和雄君登壇)

○教育次長(内田和雄君) 議案第二十六号福生市地域会館条例の一部を改正する
条例につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、新たに地域会館を設置することに伴い、本条例を
改正する必要があるためでございます。

改正内容としては、別表第一中扶桑会館の次に松林会館、福生市武蔵野
台二丁目一五番地二を入れたいというものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行したいというものでござい
ます。

慎重御審議をいただきますとして、原案とおり御決定いただきますようお願い
申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、委員会付託及び討論
を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は原案とおり可決されたい旨の動議が提出され
ましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は原案とおり
可決いたしました。

○議長(岩田博君) 追加日程第二議案第二十七号福生市の一般職員の昭和五十四年
三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第二十七号福生市の一般職員の昭和五十四年三月期期

未手当の支給割合を定める条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

この三月期に、市役所の職員に支給すべき期末手当の支給割合につきましては、昨日の全員協議会において具体的に御説明を申し上げましたので、重複しての御説明は省略させていただきますが、率で支給いたしまする分は、本案記載のとおり、給料等の月額額の百分の五十と定めようとするものでございます。

御審議をいただきますして、原案とおりの御可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを申し上げます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は原案とおりの可決をたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案とおりの可決いたしました。

○議長(岩田博君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

本委員会審査のため明十日から二十二日までの十三日間を休会いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって明十日から二十二日までの十三間は休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は三月二十三日午前十時から開きます。
本日はこれをもって散会いたします。
午後二時三十八分 散会

⑦

福総庶発第二千九百七十七号

昭和五十四年三月九日

福生市議会議長

岩 田 博 殿

福生市長 石 川 常太郎 ⑧

追加議案の送付について

昭和五十四年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第二十六号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 二 議案第二十七号 福生市の一般職員の昭和五十四年三月期期末手当の支給割合を定める条例